

# 1 技研システム(株)による損害賠償請求控訴事件

東京高等裁判所 平成15年(ネ)第732号損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成13年(ワ)第13381号)

判 決

東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目16番1号 三和ビル

控 訴 人	技 研 シ ス テ ム 株 式 会 社
同代表者代表取締役	脇 坂 嘉 紀
同訴訟代理人弁護士	枡 木 義 宏
同	柳 澤 憲

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人	国
同代表者法務大臣	森 山 眞 弓
同 指 定 代 理 人	澁 谷 勝 海
同	諏 訪 正 敏
同	鈴 木 亨
同	杉 山 幸 成
同	富 本 美 知 子
同	西 岡 繁 靖
同	亀 井 愛 子
同	五 十 嵐 秀 雄
同	真 淵 博

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は控訴人に対し、2000万円及びこれに対する平成11年8月3日から支

払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

事案の概要, 争いのない事実, 争点及び争点に関する当事者双方の主張は, 原判決の「事実及び理由」第2に記載のとおりであるから, これを引用する。

## 第3 判断

- 1 当裁判所も, 控訴人の請求は理由がないので棄却すべきものと判断するが, その理由は, 原判決の理由説示(「事実及び理由」第3)と同一であるから, これを引用する。
- 2 よって, 原判決は相当であり, 本件控訴は理由がないので棄却することとし, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 大内俊身

裁判官佐藤武彦及び同田代雅彦は, いずれも転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 大内俊身